

災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

山口県警察本部（以下「甲」という。）と社団法人山口県警備業協会（以下「乙」という。）とは、平成9年6月5日をもって甲と乙との間に締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」（以下「基本協定」という。）の実施の細目に関して、次のとおり協定を締結した。

（業務の連絡）

第1条 基本協定第4条の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭その他の方法で要請した後、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、甲の要請に基づき出動した警備員（以下「出動警備員」という。）の具体的業務について、要請業務の実施地域を管轄する警察署長を通じて、当該出動警備員の使用者たる警備業者に連絡するものとする。

（出動警備員等）

第2条 出動警備員は、当該業務について必要な専門的知識及び技能を有している者とする。

2 基本協定第3条第1号に規定する業務に従事する出動警備員については、原則として警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）に定める交通誘導検定の合格者を含めるものとする。

（出動可能人員表の備付け等）

第3条 乙は、甲の要請に応じるため、警備業者ごとに「出動可能人員等」を記載した表を備え付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年度当初に甲に提出しなければならない。

（業務の解除）

第4条 乙は、業務が解除されたときは、遅滞なく、警備業者ごとの出動警備員について、出動期間、出動場所及び業務内容等を甲に報告しなければならない。

（費用の算出等）

第5条 基本協定第8条の規定により、乙が甲に請求する費用は、労働省発表の最新の賃金構造基本統計調査結果等を基礎に、規則で定める各種検定の資格取得の有無を考慮して算出した人件費その他必要経費を積算して決定するものとする。

（災害、損害の発生）

第6条 乙は、出動警備員が業務の実施により災害を受けた場合又は損害を生じさせた場合は、甲に対して速やかに当該災害又は当該損害の概要を報告するものとする。

（補則）

第7条 前各条に定めるもののほか、この協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名押印をして各自1通を保有する。

平成9年6月5日

甲 山口県警察本部生活安全部長

山田陸章



乙 社団法人山口県警備業協会会長

水田忠明

